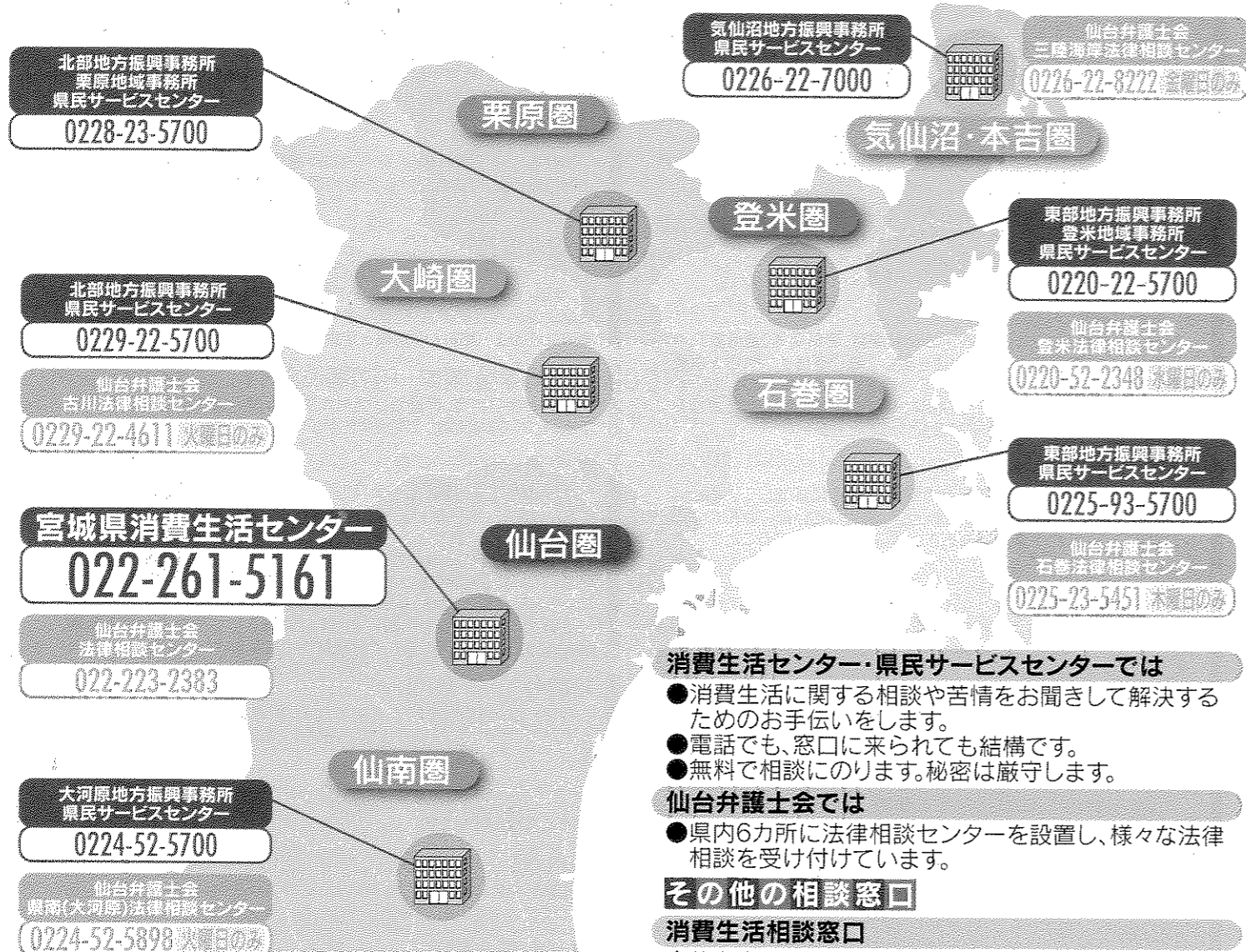


困ったとき、わからないときは...

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しましょう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

悪質な水産業者の電話勧誘にご注意ください!

トラブル110番!

「消費者ホットライン」がスタートしました!

困ったときの相談窓口

1 JANUARY
月号
第3号

悪質な水産業者の電話勧誘にご注意してください!

トラブル事例①

北海道の水産業者を名乗る男性から、「3万円分のカニやイカを、1万円で販売しています」と電話があり、注文したところ、1万円とはとても思えない粗末な商品が届いた。

記載の住所も不完全で、返品交渉ができない。

(60歳代 女性)

トラブル事例②

1回だけカニを購入した業者から「今なら2万5千円を2万円にする」と電話があった。値引きするならと了承したが、よく考えると高額に思えて、翌日キャンセルの電話をした。業者から、「こういうものはクーリング・オフできない。キャンセルは認めない。商品を送付してやる」と怒鳴られた。

(70歳代 男性)

クーリング・オフができます!

以前は、生鮮食料品はクーリング・オフの対象外でしたが、昨年12月の特定商取引法の改正により、原則、すべての商品やサービスがクーリング・オフの対象となりました。

事例の場合、クーリング・オフをして、契約を解除し、支払ったお金は取り戻すことができます。

契約(注文)は慎重に。

しかし、事例1のように業者の連絡先が記載されていないなかったり、架空だったりして、連絡が取れなくなるケースが増えています。連絡が取れなくなると、クーリング・オフで契約を解除しても、返金されないことも考えられます。

電話勧誘での契約は、慎重に判断し、不要な商品はきっぱりと断りましょう。

トラブル110番！～こんな問題商法にご注意を！～

●悪質な「地デジ訪問販売」にご注意！

手口その①「アンテナ工事」をかたる

アンテナ工事業者を装い家庭を訪問し、前金を受け取り、工事を実施しない。

頼んでもいないアンテナ工事業者と名乗る人が訪ねて来たときには、十分注意してください。

手口その②「振り込み詐欺」

公的機関を装い、郵便等でピラやハガキなどを送り、「地デジ対応の申込み代金」等と称して、指定口座にお金を振り込ませようとする。

公的機関から、地デジの申込み代金などを請求することはありません。

手口その③「電話勧誘」

電話で、公的機関やNHKの担当者をかたり、工事の勧誘や工事代金の振り込み要求等を行う。

公的機関やNHKから、告示の勧誘や工事代金の請求をすることはありません。

アドバイス

- ① 運転免許証など身分を確認できるもので、訪問者の名前・住所などを聞き、メモしましょう。
- ② 頼んでいない用件や知らない用件・一方的な用件は、はっきり断りましょう！
- ③ どんな要求をされても、自分の判断だけで契約をしたり、お金の支払いをしたりしないようにしましょう！
- ④ 絶対に部屋に上げないようにしましょう！
- ⑤ 「不審」と思ったら、すぐに110番しましょう！

契約トラブルは、
消費生活相談窓口（裏面）へ！

●新成人を狙った「アポイントメントセールス」にご注意！

二十歳になったばかりの若者を狙って、自宅などに突然電話をかけてきて、親しげに話しかけ、「プレゼントが当たりました！」「友達になって」などと言って、会う約束を求めてくるのが特徴です。相手の本当の目的は、商品購入などの契約をさせることです。

友達に会う感覚で誘い出され、何時間も勧誘されて契約をしてしまったり、仲良くなって数ヶ月後に、高額な商品の購入を勧められたりと、手口は様々です。

アドバイス

- ① 絶対に会いに行かないようにしましょう！
- ② 「あなただけ」「特別に」などといった誘いには **要注意！**
- ③ たとえ二十歳になったばかりでも、成人になってからした契約は簡単に取り消せません！
だまされない賢い消費者になりましょう。

★消費者ホットライン

～平成22年1月12日から実施～

0570-064-370

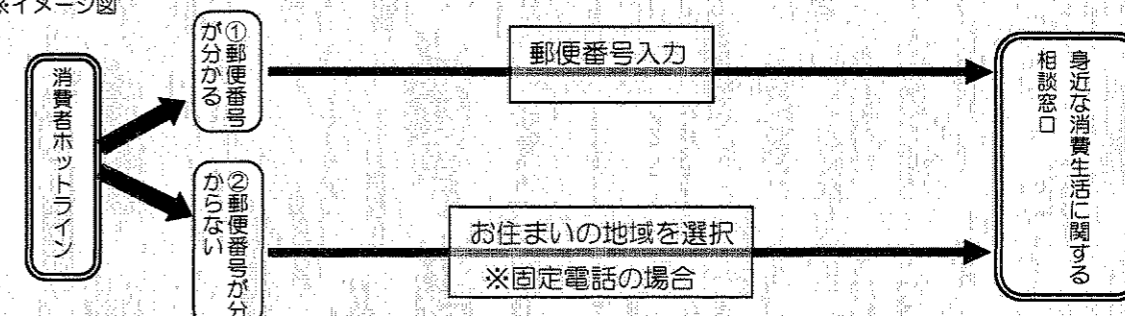
ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

★消費者ホットラインとは？

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一歩をお手伝いします。一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

※IP電話など一部の電話ではご利用できません。

※イメージ図



※ガイダンスが流れている間は、通話料金はかかりません。相談窓口へつながった時点から通話料金をご負担いただきます。

★相談窓口で受け付けられない相談もあります

(受け付けられない相談の例)

- ・行政の対応に対する不満や要望（行政相談）
- ・職場での不当な解雇（労働問題）
- ・工場の汚水排出による環境事故（公害） など

※生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が迫っている場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。

※身近な相談窓口が相談受付時間外の場合や一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

消費者ホットラインに関するお問い合わせ先
消費者庁消費者情報課地方協力室
03-3507-9174

消費者ホットライン

検索

